

平成19年度 第2回流山市福祉施策審議会 議事概要

日 時

平成19年11月22日(木) 午後3時00分～

場 所

流山市役所第1庁舎4階第1・2委員会室

次 第

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 あいさつ

4 議 題

(1) 正副会長の選出について

(2) 流山市災害時要援護者避難支援プランの策定について

ア 流山市災害時要援護者避難支援マニュアルの作成について

イ 流山市災害時要援護者避難支援検討協議会の設置について

(3) その他

4 閉 会

出席した委員および職員

委 員...玉川 定雄・臼井 みどり・漆原 雄一・渡部 昭・松本 裕美・山崎 秀雄・篠田 光代・
高橋 英吉・中 登・大野 トシ子・町谷 肇彦・久保 悌二郎・中澤 金司・坂本 ヒロ子

事務局...飯田 信義 健康福祉部長・沼澤 輝義 子ども家庭部長

山口 守 高齢者生きがい推進課長・上村 勲 介護支援課長

小笠原 正人 障害者支援課長・須賀 博宣 健康増進課長

針ヶ谷 勉 子ども家庭課長・櫻井 範子 保育課長・友野 哲雄 健康福祉政策室長

傍聴人...なし

会議の内容

会議に入る前に、委嘱状を交付。

(1) 正副会長の選出について

改選後、初の審議会であることから会長が不在のため健康福祉部長が会議の議長となる。

仮議長： 会長は、流山市附属機関に関する条例第3条第1項により、委員の互選により定めることになっています。いかがいたしますか。

委員： ただいま委員のご紹介があったように皆様は立派な方たちばかりであります。欠席されているこの場において推薦するのも不適当かと思いますが、意義がなければ前期会長として活躍されてきたボランティアを代表する者としておられる流山ユー・アイネットの代表理事米山孝平さんに、前期の継続的なこともありますので引き続き審議会の会長としてお願いしたいと思えます。

仮議長： ただいま流山ユー・アイネットの米山さんの推薦がありました。前回の会長であったことから引き続きお願いしたいというご意見でした。他にご意見いかがでしょうか。

特に意義がないようですので、本日米山さんが出席していませんが、事務局の方で意向を確認させていただきまして引き受けていただければそのようにお願いしたいと思えます。それよろしいでしょうか。

それではそのようにさせていただきます。ありがとうございました。

次に副会長についてですが、流山市福祉施策審議会には、副会長の規定がありません。しかしながら、流山市附属機関に関する条例第3条第4項では、副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する者が会長の職務を代理することになっておりますことから、会長に指名をお願いしております。会長が決定していないことから、会長の意向を確認の上、副会長を指名していただきたいと存じます。事務局において確認させていただき、次回に報告させていただきます。

それでは、会長が不在ですので、引き続き議事を進めさせていただきます。

(2) 流山市災害時要援護者避難支援プランの策定について

事務局から災害時要援護者避難支援プランの策定について説明

仮議長： ただいま事務局から(2)流山市災害時要援護者避難支援プランの策定について説明がありました。マニュアルについては、目次の1と2についてまとめてあります。これから3以降について作成していきます。もう1点は、この計画の策定を進める災害時要援護者避難支援検討協議会の設置について提案されました。皆様から御意見を伺います。

平成20年度中には、要援護者1人ひとりの避難支援プランを策定する予定です。

委員： マニュアルの3ページに「本マニュアルでは、施設入所者を除く在宅者を災害時要援護者として対象者とする」とありますが、施設入所者の施設とはどのような範囲をいっているのか伺います。それから7ページの「ことばを理解できない場合は、手を引いて安全は行動ができるよう誘導する」とありますが、「安全は」は「安全な」だと思えます。

事務局： まず1点目の「本マニュアルでは、施設入所者を除く」という施設については、これから詰めていかななくてはならない部分があるわけですが、施設に入っている方は、その施設で保護していただくという形になるのではないかと思いますので、高齢者や障害者のための施設や保育所も含めて、それぞれの施設で災害時に備える必要があると考えます。

委員： たとえば特別養護老人ホーム等の24時間入所施設については問題がないと思えますが、学校をはじめ、公立の通所施設や小規模の作業所などがありますので計画を具体化するときは極

め細かく対応していただければと希望しております。

事務局： これからの策定のなかで検討していきたいと思います。7ページについては誤植でありますので修正させていただきます。

委員： 前回7月に第1回の審議会があり、災害時要援護者のリストの件がありました。その時に個人情報との絡みがあってリストを出せないということが主な解釈要件だったと思いますが、その後8月20日になって朝日新聞に「災害弱者の名簿を地域と共有を」ということで厚生労働省が各都道府県に通知を出しているとあります。それは「災害弱者の名簿を地域と共有しなさい、民生委員と自治体は共有しなさい」というふうに通達を出したと載っていました。2,3日前に事務局に手紙をだして、どのように変わったのか調べていただきたいとお願いしたのですがいかがでしょうか。

事務局： 先日、新聞の切り抜きをいただきましてご指摘いただいております。本市においても県を經由して「要援護者に係る情報の把握、共有、安否確認の円滑な実施について」ということで通知をいただいております。新聞等によると情報の共有ということではなかなか計画づくりがすすまないということで指摘されています。本市においてもこれから具体的な検討に入るわけですが、従前の手を挙げていただく方式、情報の保護からどうしても手上げ方式、同意方式とかで本人の同意が得られた情報だけを共有化してきたわけです。さらに厚生労働省等ではこの災害時要援護者避難支援についてはさらに共有化を進めることの内容であります。これからの要援護者の避難支援プランの策定にあたっては、この点について十分検討していきたいと思います。

委員： 共有するということは災害が起きてのことになるのか、本来の予防的な考え方からすれば、あらかじめ共有するということが正しいと思います。その辺についてはどうですか。

事務局： いざという時に共有しておかないと役にたたないと思いますので、事前に共有しておかなくてはならないという立場で検討していきたいと思います。

仮議長： 本市において民生委員との共有はどうでしょうか。

委員： 民生委員では、個人情報がないと活動ができないので市長と取り交わして高齢者、独居高齢者の名簿はいただいております。但し公開する時にはご本人の了解を得ないと公開できない。どうしても公開しなくてはならないときは、その人が生死に関わる時、その時は皆さんに公開して一緒に援護する。そういうときのために民生委員は情報をいただいております。

仮議長： 必要なときには市と協定を結んでいるということです。これから一人ひとりの計画をつくっていくには本人の了解が必要であると思いますが、これもまた皆さんのご意見をいただきながらつくっていききたいと思います。

委員： 県からの通知というものはどういうものですか。通達書がきているのでしょうか。それを拝見したいのですが。個人情報の保護も来年に見直し時期がきていますので、かなり緩和されるのではとの見通しのようです。つまり過剰な反応がすぎるということでこの問題があるようです。個人の所在がわからないでどうしても手を差し伸べることができるかということになります。民生委員のように個人の目的外使用のところで、生死に関わるところで活かされます。個人の情報は把握するべきだと思います。共有化できないことは問題だと思っています。

仮議長： 通知文書はコピーできますか。

事務局： 手元にあります。ポイントとなるのは要援護者情報の共有ということ、要援護者情報を受け取る者の守秘義務の確保について、民生児童委員に対する要望等についてという内容です。個人情報保護条例における目的外使用とか第三者提供における可能とされる規定例が、本人以外の者に保有個人情報を提供することが本人の利益になると認められるとき、保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるときと挙げられています。

仮議長： 問題がなければ参考資料として後日配布します。

事務局： これから検討するなかで皆さんにも承知しておいていただきたいところでもあると考えます。

仮議長： 今後もお気づきの点がありましたら事務局までご連絡ください。

(3) その他

条例の新規制定について障害者支援から報告

- ・流山市福祉手当の支給に関する条例の制定について
- ・流山市重度障害者医療費及び特定疾病医療費の支給に関する条例の制定について

平成20年度からの保育料の改定について保育課から報告

後期高齢者医療制度について高齢者生きがい推進課から報告